

## 災害時における理容生活衛生関係営業の支援に関する協定書

千葉県浦安市（以下「甲」という。）と千葉県理容生活衛生同業組合ベイサイド葛南支部（以下「乙」という。）は、浦安市内に災害対策基本法（昭和 36 年法律第 23 号）に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合（以下「災害時」という。）において、乙が実施する支援業務（以下「業務」という。）の提供に関し、次の通り協定を締結する。

### （趣旨）

第 1 条 本協定は、被災した理容師が他の被災者を支援することを通じ、被災者の生活衛生の向上及び地域の再生を図るために必要な業務に関し、甲が乙に対して協力を求めるときの必要な事項を定めるものとする。

### （協力要請）

第 2 条 甲は、災害時に、業務を実施する必要があると認めたとき、乙に協力を要請することができるものとする。

2 前項の要請前に、理容師法（昭和 22 年法律第 234 号）を所管する行政庁等の関係機関にあらかじめ確認を行うものとする。

3 第 1 項の要請は文書（第 1 号様式）で行うものとする。ただし、緊急を要する場合には口頭により要請し、その後速やかに文書により行うものとする。

### （業務の内容）

第 3 条 甲が乙に対し協力を要請する業務は、避難所等での理容ボランティアの実施とする。

### （業務の提供及び報告）

第 4 条 乙は、甲から第 2 条に規定する要請があったときは、組合内の調整を行った上で、業務の提供を行う組合員を決定するものとする。

2 前項で決定された組合員は、可能な限り、避難所又は仮設住宅等において第 3 条に定める業務の提供を行うものとする。

3 前項の業務の提供を行った組合員は、業務が完了したときは、速やかに業務実施状況を乙に報告し、乙は当該状況について文書（第 2 号様式）で甲に報告するものとする。

### （費用の負担）

第 5 条 乙の業務の提供に要する経費は、原則として乙が負担するものとする。但し、乙が業務を提供するために要した化粧品等の消耗品（以下「消耗品」という。）にかかる費用は甲の負担とする。

2 前項の費用は、当該消耗品の災害発生直前における小売価格を基準とする。

### （請求及び支払）

第 6 条 乙は、業務の終了後、前条第 2 項に規定する価格に関する明細書を添付のうえ甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙からの代金の請求があったときは、その内容を確認のうえ、その日から起算して 30 日以内に代金を支払うものとする。但し、代金の支払に予算上の措置を必要とする場合は、この限りではない。

### （有効期間）

第7条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲乙が協議して決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成29年7月31日

甲 千葉県浦安市猫実一丁目1番1号  
浦安市  
浦安市長 内田悦嗣

乙 千葉県浦安市堀江一丁目33番18号  
千葉県理容生活衛生同業組合ベイサイド葛南支部  
支部長 安井正己

別記様式 省略